

## 地方交付税に関する意見書

「経済・財政再生計画」では、平成32年度の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を堅持し、国の一般歳出については増加を前提とせず歳出改革に取り組み、地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組むこととされており、地方交付税制度ではトップランナー方式の対象業務の拡大が検討されている。

また、「経済・財政再生計画」では、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成30年度までにおいて、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされたところであるが、政府の審議会等においては、地方公共団体の財政調整基金の積立残高の増加等を背景に、地方財政計画の水準に関する議論がなされている。

しかしながら、地方はこれまで国を上回る歳出の抑制努力を続けてきており、また、財政調整基金の増加は不測の事態に備えた財政運営の年度間調整の取組であり、積立金の増加をもって地方財政計画の規模縮小の見直しや地方交付税の削減の議論に結びつけることは妥当ではない。

よって、国におかれては、来年度予算の編成など今後の取組に向けて、地方公共団体が引き続き安定的な行財政運営を行えるよう下記事項について格別の配慮を強く要請する。

### 記

- 1 「経済財政運営と改革の基本方針2015」において閣議決定された「一般財源の総額について、2018年度までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」方針を堅持すること。
- 2 社会保障関係経費の増大や地方の実情に即した地域活性化の取組など地方における必要な歳出を適切に地方財政計画に反映した上で、一般財源総額を確保すること。
- 3 地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保すること。
- 4 地方交付税の算定に当たっては、過疎地域や離島といった条件不利地域や自主財源に乏しく財政力指数が低い地域などに最大限配慮すること。
- 5 「トップランナー方式」については、算定や他の業務への導入の検討に際して、地方の行政コストの差は、人口や地理的条件など歳出削減努力以外の要素によるところが大きいことから、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年11月28日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

殿

総務大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）